

家具転倒防止等推進事業のお知らせ

新居浜市では、地震発生時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的として、自力では家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムの施工が困難な方を対象に、家具転倒防止等推進事業を実施しています。安全な住まいづくりの第一歩として、お気軽にご利用ください。

対象世帯

対象世帯は、市の住民基本台帳に登録され、かつ、次の①～⑤のいずれかに該当する者のみの世帯とします。

ただし、世帯が異なる場合でも、同居している場合は、その者も世帯員の1人とみなし、世帯員が市税等を滞納している場合は、本事業の利用対象外とします。

- ① 65歳以上の者
- ② 介護保険法における要支援1から要支援2、または、要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級または2級の所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ⑤ 療育手帳の所持者

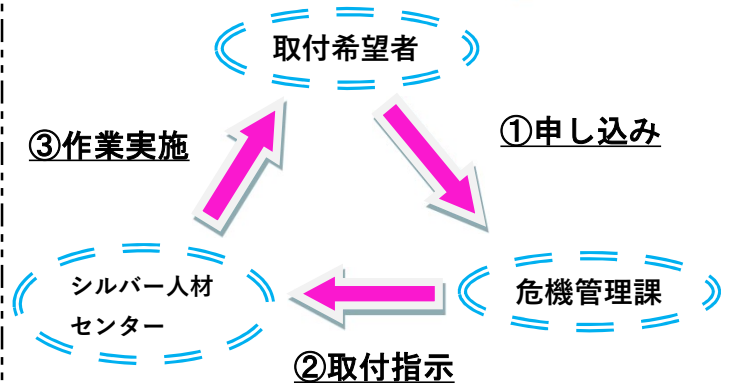
内容

- ① 1世帯につき、**家具固定3点及びガラス飛散防止フィルム4枚の施工に係る費用を新居浜市が負担**します。**家具3点及びフィルム4枚を超える施工をする場合、追加分の施工費用は本人負担**となります。
- ② **固定する器具及び飛散防止フィルムの購入に要する費用は本人負担**とします。
- ③ 事業の利用は、**1世帯各1回**です。
(器具等を取り付けた住居から転居したり、建て替えた場合はこの限りではありません)
※申請数の関係により、次年度以降の対応となることもございます。あらかじめご了承ください。

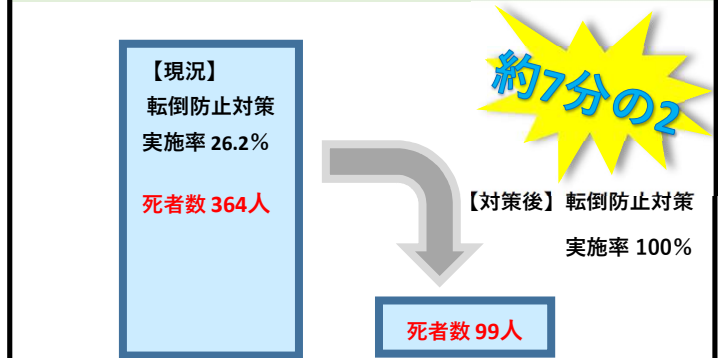
申込

- ① 家具転倒防止等推進事業申請書に必要事項を記入し、危機管理課へ提出してください(郵送可)。
- ② 家具転倒防止等推進事業実施要項及び申請書は、市役所危機管理課ホームページからもダウンロードできます。
- ③ 申請書の記載などに関して、ご本人での対応が困難な場合は、ご家族等のご支援をいただける方からの申請も可能です。
詳しくは危機管理課までお問い合わせください。

事業の流れ

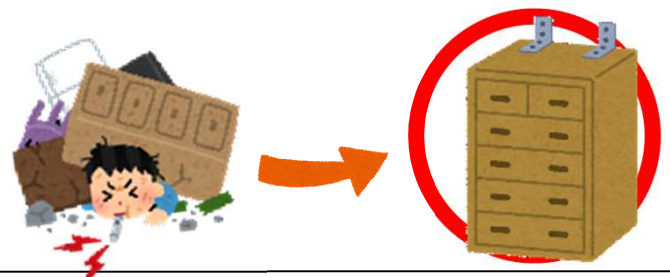


屋内転倒落下物による人的被害(死者)



例え建物が倒壊しない程度の揺れであっても、家具の転倒により、下敷きになって負傷もしくは死亡することが考えられます。また、家具の転倒は怪我だけではなく、避難や救助の妨げになる場合も考えられます。

愛媛県における南海トラフ巨大地震の被害想定では、家具等の転倒・落下防止対策を現況の平均実施率約26.2%から実施率100%へと上昇させることにより、死者数を約7分の2に軽減できるとしています。家具の転倒防止対策を怠ると、未然に防げたかもしれない被害が多く発生することも予想されます。



～地震に対する備え～

家具類の転倒・落下・移動防止のポイント

- ◎ 転倒防止金具などで固定し、倒れにくくしておく。
- ◎ サイドボード・食器戸棚・窓などのガラスが飛散しないようにしておく。
- ◎ 本棚や茶ダンスなどは、重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- ◎ 棚やダンスなどの高いところに危険な物を載せて置かない。
- ◎ 食器棚などに収納されているガラス製品が転倒したり、すべり出さないようにしておく。

具体的な固定方法

- ◎ 二段重ねの家具類は、上下を平型金具などで固定する。
- ◎ 柱、壁体に固定する場合は、L型金具とモクネジで金具の上部を固定する。
- ◎ ガラスには、ガラス飛散防止フィルムを張る。
- ◎ 吊り戸棚などの開き扉は、掛金などにより扉が開かないようにする。
- ◎ 食器棚のガラス製品(びん類など)が、転倒したり、すべり出さないよう防止枠を設ける。



非常用品として備えておくもの

非常持出品

- ◎ 両手が使えるリュックサックなどに、避難の時に必要なものをまとめて、目のつきやすい所に置いておく。
- ◎ 飲料水・携帯ラジオ・衣類・履物・食料品・マッチやライター・貴重品・懐中電灯・救急セット(お薬手帳)・筆記用具・雨具(防寒)・ティッシュなど生活に欠かせない用品です。

非常備蓄品

- ◎ 地震後の生活を支えるもの、1人7日分程度(食料品等)

停電に備えて

- ◎ 懐中電灯・ローソク(倒れにくいもの)

ガス停止に備えて

- ◎ カセットコンロ・予備ボンベ・固形燃料

断水に備えて

- ◎ 飲料水(ペットボトルやポリ容器などに) ※1人1日3L目安

防災準備品

- ◎ 地震直後の火災や家屋倒壊に備えるもの

火災に備えて

- ◎ 消火器・三角消化バケツ・風呂の水の貯め置きなど(避難の際には、ブレーカーを切断)

避難・救出に備えて

- ◎ おの・ハンマー・スコップ・大パール・防水シート・のこぎりなど

